

承認第12号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月19日提出

木津川市長 谷口 雄一

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

木津川市長 谷口 雄一

記

令和6年度木津川市公共下水道事業会計補正予算第3号について

令和 6 年度

公共下水道事業会計補正予算第 3 号

京都府木津川市

令和6年度木津川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度木津川市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度木津川市公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
				(収入)	(支出)
第1款 下水道事業収益	2, 528, 199千円	△5, 800千円	2, 522, 399千円		
第1項 営業収益	1, 189, 539千円	△5, 800千円	1, 183, 739千円		
第1款 下水道事業費用	2, 528, 199千円	△5, 800千円	2, 522, 399千円		
第1項 営業費用	2, 398, 477千円	△5, 800千円	2, 392, 677千円		

令和7年3月31日専決

木津川市長 谷口 雄一

令和6年度木津川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
 (実 施 計 画)

1. 収益的収入及び支出

(1) 収 入

款	項	目	既決予定額
1. 下水道事業収益			2,528,199
	1. 営業収益		1,189,539
		1. 下水道使用料	1,161,159
収 入 合 計			2,528,199

(2) 支 出

款	項	目	既決予定額
1. 下水道事業費用			2,528,199
	1. 営業費用		2,398,477
		5. 業務費	69,058
支 出 合 計			2,528,199

(単位：千円)

補正予定額	計	備考	
△5,800	2,522,399		
△5,800	1,183,739		
△5,800	1,155,359	1. 下水道使用料	△5,800
△5,800	2,522,399		

(単位：千円)

補正予定額	計	備考	
△5,800	2,522,399		
△5,800	2,392,677		
△5,800	63,258	1. 委託料	△5,800
△5,800	2,522,399		